

## 受験時に配慮を必要とする場合

身体の機能の障がいにより、受験に際して特別な配慮を必要とする場合は、必ず入試要項に記載の締切日までに入試係に申し出てください。

## 申請理由と受験上の配慮例

申請事由	主な配慮事項
視覚障害	点字による問題冊子の配付・点字解答時の試験時間延長、別室受験など
聴覚障害	注意事項の文書による伝達、補聴器・補聴器用マイクの持参使用など
肢体不自由	試験時間の延長、別室受験、試験場位置の配慮、車椅子・杖の使用など
発達障害	別室受験、試験時間の延長、拡大問題冊子・解答用紙配付、チェック解答など
その他	精神的な疾患等による座席位置の配慮、頻尿による試験場位置・座席位置の配慮、呼吸器障害等による水分補給・薬の服用・吸入器の使用など

## 出願手続きの流れ（一般選抜）

- ① 本学 HP の「お問い合わせフォーム」より、配慮申請書類送付希望の旨、ご連絡ください。
- ② 「受験特別措置申請書」に加え、以下の書類を提出してください（郵送又はメール）。
  - 1) 医師の診断書（書式事由、コピー可、発行後3か月以内のもの）
  - 2) 障害者手帳のコピー（お持ちの方のみ）
  - 3) 大学入学共通テスト「受検上の配慮事項審査結果通知書」又は「受検上の配慮事項決定通知書」のコピー（大学入学共通テスト受験予定の方のみ）
  - 4) その他詳細な診断・検査結果（お持ちの方のみ）
- ③ 本学から「一般選抜の受験特別措置について（回答）」が送られてきたら、入試要項の出願手順に基づき、Web 出願登録及び入学検定料の支払いを済ませたうえで、出願書類の郵送時に「一般選抜の受験特別措置について（回答）」を同封してください。